

# 激甚化する水害と「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」の活用について

## ～マニュアルの重要ポイントと活用方法のヒント～

- 説明者 公益社団法人日本建築士会連合会 災害対策委員会委員 河原 典子  
 浸水被害住宅の技術対策マニュアル作成 WG メンバー  
 一般社団法人神奈川県建築士会 防災・災害対策委員会委員 (前委員長)  
 Kappa 研築工房河原一級建築士事務所/東京都木造住宅耐震診断事務所  
 一級建築士 (建築士会会員) / 杉並区特定精密診断士/福祉住環境コーディネーター1級ほか



### 災害・対応経験

- 令和元年 令和元年東日本台風災害 神奈川県川崎市多摩区 (床上浸水/準半壊) 自宅近隣 7 件復旧耐震改修
- 令和 4 年 台風 15 号 静岡県静岡市葵区 (床上浸水/半壊) 実家復旧支援

### ■ 水害リスクの認識と事前対応について

- ・浸水被害経験を経て、災害対応と被災住宅復旧のために、**地域・行政・災害対応関係団体連携 (自助・共助・公助の連携)**と、**共に取り組む仲間と仕組みの重要性**を痛感。
- ・気象状況と土地利用の変化から雨量/気温 観測史上記録更新の連続 50 mm/時間雨量対応**水害対策や管理の見直しが必要** **水害リスクの再認識**の重要性を思い知る。

2018年6/28～7/8 (西本豪雨)

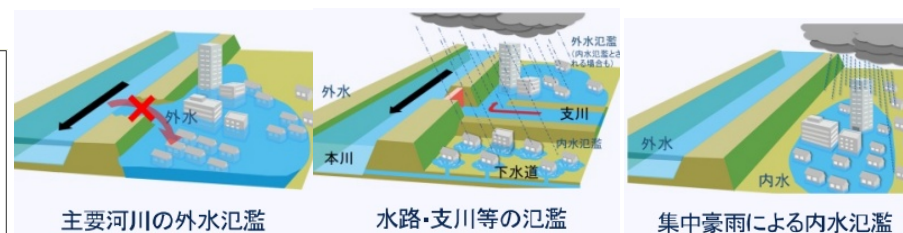
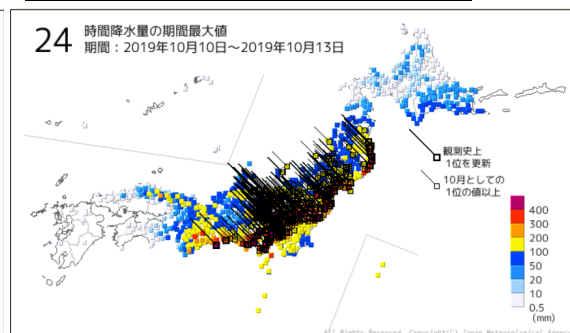
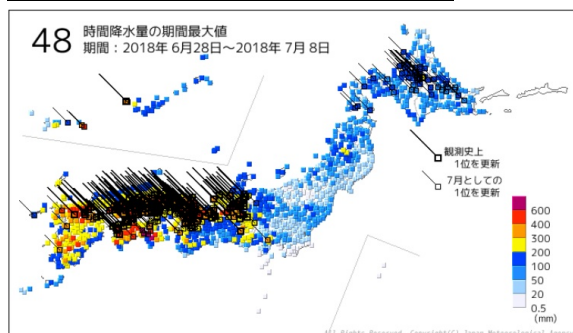
2019年10/10～10/13 (令和元年東日本台風) **主要河川の外水氾濫**

**水路・支流等の氾濫**

**集中豪雨による内水氾濫**

<観測史上1位を更新 125 地域>

<観測史上1位を更新 103 地域>



主要河川の外水氾濫(越水/決壊)、水路や支川の氾濫、内水氾濫だけでなく、水門(河川/水路)、排水樋門の管理操作によるリスク、下水処理施設被災のリスク、集中豪雨による都市型水害(排水処理能力超)、マンホール水噴出などにも危険性有。

# マニュアルの考え方と活用方法

私たち建築士(行政担当職員や技術ボランティア含)は、建築や生活環境づくりを通して、地域住民の命と暮らしを守る、大きな役割があります。しかし、ひとたび災害が発生し、住まいが被災すると、普段の暮らしが崩壊し、あたりまえの日々が奪われます。当然ですが、住まいを修復して、普段の暮らしを再生させるのも、私たち建築士や建築士会の役割であると考えています。

## 浸水被害住宅の技術対策マニュアル

令和5年3月 公益社団法人 日本建築士会連合会

### 第1章 はじめに

#### 1. マニュアルの考え方と利用方法

01



##### 1) 考え方について

近年わが国では、地震、強風、豪雨等、多様な災害が各所で頻繁に起きていますが、災害の現場にボランティアが入ることが一般化しつつあります。なかでも、一定の技術を有する技術ボランティアと呼ばれる方が被災現場で住宅等の応急措置や復旧の支援を行う事例が増えてきています。

被災住宅等の安全確保のための応急措置や災害後の復旧を円滑に進めるうえで、行政や建築士会等組織化された建築士と共に、技術ボランティアのマンパワーと適切に協働することが望まれています。しかしながら、行政職員や建築士も含めた技術ボランティアが、住宅・建築物の応急措置や暫定的な復旧に関し必要かつ十分な知識を持っているとは限らず、間違った内容のアドバイスや現場での不適切な対応を行った結果、その後の本格的な復旧に支障を生じた例も報告されています。

そこで、行政職員や建築士も含めた技術ボランティアが被災住宅等の復旧に取り組む際、まず被災地の建築士から、体験を通して災害復旧対策の知見を学ぶことから始めるのが良いと考え、日本建築士会連合会の災害対策委員会が被災地の会員に声がけし、貴重な体験データを集めて、実用的なマニュアルにまとめる作業をすることになりました。

##### 2) 利用方法

このマニュアルは、各県の建築士会が自らの会員を対象とすることはもとより、自治体の職員や技術ボランティアを含めた一般の建築関係者向けの災害復旧講座等を開催し、建築士会の社会貢献活動として利活用して頂く事を想定しています。

また、災害の規模や種類は多様で複雑であり、日々、現場では新たな対策に直面することも想定されます。こうした苦労や新たな対策を講じた経験や、知識を次の世代に活かせる様に、このマニュアルに必要なに応じて追記したり書き換えるなど、実情に応じてカスタマイズしながら利用頂く事が大切です。

本委員会では、こうした事例を随時、各県建築士会などを通じて情報収集し、そのデータをもとに改訂していくことが重要と考えております。

(注) 本マニュアルでの「建築士」の表記は、行政の担当職員や技術ボランティアを含めた一般建築関係者を含めた広義に捉えている。

**補足** 通常の建築士活動や職能だけでは対応困難な「細菌や伝染病などの保健医学的知識」「建築材料の耐水特性や性能回復」など多くの知識や経験や、「緊急対応や処置の裏付け」が予想以上に必要であることはわかってきた。現時点では、浸水時のカビ発生のメカニズムについての知見は乏しく、「含水率」との関係性についての文献も見当たりませんが、応急対応を最優先に考えて、乾燥状態の一つの阪大材料として、含水率計計測 20%以下を目安としています。

# 各章の重要ポイントについて

## < 目次 >

### 第1章 はじめに

1. マニュアルの考え方と利用方法	0 1
2. 応急措置での基本的な注意点	0 1
注意するポイント	0 2

その1: トリアージ 住宅の復旧が可能か不可能か見極める

その2: 復旧の見通しがある「空き家」など 応急処置の提案は...

その3: 解体撤去が決まっている場合

その4: 応急復旧の「キモ」は、復旧後のカビ発生の防止

その5: 仮筋交いなどの構造補強

その6: 本格的な復旧改修—耐震補強/断熱/水害対策改修

その7: 自助(自力での復旧再建力と知識)から共助

○水害後の対応 [応急処置の流れ(再建・リフォーム/解体へ)]  
[内装材等撤去と消毒]

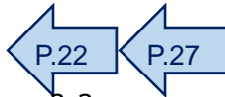
### 第2章 被災住宅の応急処置と応急復旧工事

1. 水害後の復旧までの流れと注意点	0 8
応急処置の参考となる既存資料の活用・効果的で信頼性の高い資料作成	
応急処置の提案(アドバイス)における留意点	
発災後の復旧・復興に向けた支援制度等の適用期間	

2. 水害後の復旧までの作業の詳細	1 0
⑩ 消毒	
⑪ 乾燥 十分な乾燥(「木材含水率計」20%以下)	

3. 復旧に当たっての注意点と推奨する施工方法	3 3
(2)シロアリ対策は乾燥後	

4. 応急修理から本格的な復旧に向けて	4 2
(3) 応急処置を行うに当たって考えなければならないこと「修繕」か「解体」か	



### 第3章 被災住宅の相談窓口業務

1. 相談内容の経過と分類	4 9
・発災直後から時間の経過とともに相談内容は変化	
2. 台風豪雨災害における相談活動の状況	5 4

3. 相談員の心得	6 1
(1) 心構えと配慮 寄り添い、話をよく聴く/ニーズを整理しサポート	
(2) 相談窓口の体制 相談経験の有無/講習会受講者	
(4) 注意すること 推測で答えない(法律/融資)	

4. 相談事例集	6 3
(4) 参考資料: 被災者生活再建カード (永野 海弁護士作成)	

・「災害救助法」(基本法)/「被災者生活再建支援法」/独自の支援制度適用の確認  
・「応急修理制度」と「仮設住宅入居」「公費解体」は同時利用不可

5. 相談票の書式例と参考資料	6 8
-----------------	-----

### 第4章 被災住宅の応急復旧体制の提案

1. 応急復旧体制の概要	7 4
・発災後約1年は「信頼できる施工業者」や「復旧工事費の見積」の相談が一番多い	
・被災者へ「登録事業者リスト」の提供	

2. 応急復旧協会の役割	7 5
・多種多様な事業者を数多く動員 事業者団体が参加できる仕組みを構築	
3. 応急復旧活動のフローと内容	7 8

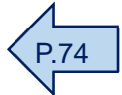
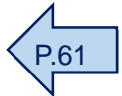
・一般ボランティア: ボランティアセンターから「ボランティア派遣依頼カード」入手準備  
・進入した泥掻き 廃棄物の搬出と分別整理 濡れた畳や家具の搬出 清掃  
・市町村関連部署や他の相談窓口等を紹介

4. 応急復旧協会の参考資料	8 2
(2) 応急復旧協会登録事業者リスト(資料2)	

5. 応急復旧工事の概算費用	8 6
(2) 復旧工事費用の事例(住宅生産団体連合会の手引書から引用)	

・地域によっても単価が異なり、被災価格となり平常時とも異なる

6. 復旧工事概算費用算出シート	8 8
------------------	-----





**第1章 はじめに** 2. 応急措置での基本的な注意点—注意するポイント

その1：トリアージ 住宅の**復旧が可能か不可能か見極める** 解体又はリフォームの判断例

土石流や水流の直撃(見るからに復旧が厳しい) 解体・撤去の可能性大/**後回し**

一見して被害が軽くリフォーム等で住宅再建が出来る **速やかに応急処置を提案**



地盤改良杭が露出した住宅

堤防決壊付近地域：水流により地盤流失  
地盤改良杭等が露出 **原則的に解体の検討対象**  
上部躯体が正常である場合、曳家等で使用可能



基礎下部が流失した住宅

堤防決壊付近地域/埋立て地盤等：「洗掘」被害  
決壊流が基礎下部に入り込み地盤を洗い流す  
**原則的に解体の検討対象**



河川の流出土砂で埋まった住宅

堤防決壊や河川の流出土砂で埋まる住宅。  
被災家屋は、**原則として解体の検討対象**



土石流の被害を受けた住宅

土石流の被害を受けた建築物：  
構造体に大きな損傷を受け、**原則的に解体対象**



基礎ごと浮き上がった住宅

浸水深度が深い地域：家が基礎ごと浮き上り  
浮動距離/地盤傾斜等被害程度 **解体検討対象**  
曳家等で復旧応急処置の対象の場合も



床上浸水程度の地域：構造躯体に大きな損傷が  
ない場合は応急処置の対象。**リフォーム等の検討**

P.02

その4：応急復旧の「キモ」は、復旧後の**カビ発生**の防止

カビ菌は空気中に常在。温度・湿度等の環境が整えばいつでもどこでも発生。  
特に水害後は床下や壁体内などの通風の悪い場所や隠れ部で発生  
**洗浄、乾燥、消毒などの対策が重要。**

P.03

その5：仮筋交いなどの**構造補強**

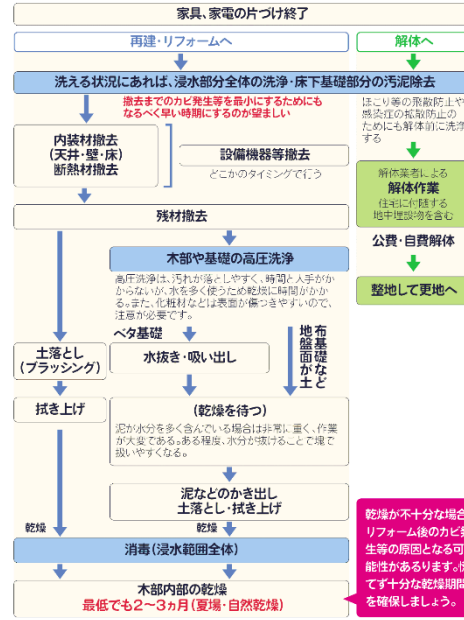
部材洗浄や屋内の大型家具類搬出の際、本人或いはボランティアの方々の  
善意により、耐力壁（筋違、貫など）の撤去や柱等の折損事故  
**建物全体の構造強度が低下している場合、仮筋交いや構造用合板、金物  
などで構造補強を応急的に**行います。(計算上耐震診断評点Iw1.0以上)

○水害後の対応 [応急処置の流れ(再建・リフォーム/解体へ)]  
[内装材等撤去と消毒]

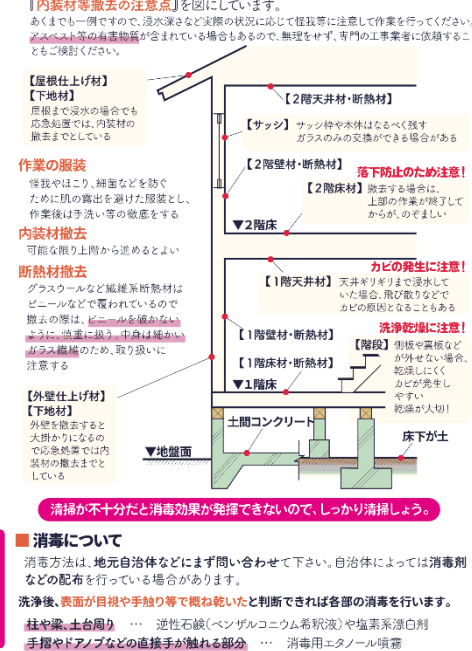
P.4/5

**水害後の対応** 応急処置の流れ(再建・リフォーム/解体へ) **水害後の対応** 内装材等撤去と消毒

家具等の片付け後に行う「**応急処置の流れ**」を図にしています。  
あくまでも一例ですので、浸水深度など実際の状況に応じて怪我等に注意して作業を行ってください。  
また、実際の状況に応じて作業を行ってください。



**水害後の対応** 内装材等撤去と消毒





## 第2章 被災住宅の応急処置と応急復旧工事

### 1. 水害後の復旧までの流れと注意点

← P.08

P.10 →



水流が激しい/浸水時間が長い 復旧が困難

建物周囲全面と浸水したの被災状況をできる限り多く撮影

「汚水」であることを認識し、作業は衛生管理に注意

④～⑨は状況に応じて同時に行う項目がある。

泥出し、応急修理や復旧に不可欠な作業

「解体」と決断 家財の整理等/必要な作業のみ行う

(“手戻り”の作業や“無意味”な作業は控える)

べた基礎か布基礎等かで対応が異なる

グラスウール等はカビ発生の要因となるため撤去

使用の際は危険性があるため専門業者に点検を依頼

機器グレードを上げると応急修理の対象外

水害特有の技術的なアドバイスのよりどころとなるマニュアルを示していくことが望まれます。

引き続き、これまでの多くの実績と反省を基に、今後の水害においてより効果的で信頼性の高い情報提供を行うことが求められているといえます。

P.16 →



水が抜けない場合は、何か所か穴をあけて土に水

最近は施工時に、降雨時の雨水の排水のために底盤部分、あるいは基礎立ち上がり部分にあらかじめ水抜き穴を設けている場合がありますので確認してください。



## 第2章 被災住宅の応急処置と応急復旧工事

### 1. 水害後の復旧までの流れと注意点

P.08

P.24

P.22



この段階の「消毒」の目的は、浸水によって建物内に付着した細菌やバクテリア、糸状菌(カビ)などを殺菌(殺滅)して汚染による健康被害を防止することです。

応急修理制度は、被災された住宅に住み続けることを前提としていますので、解体してしまう住宅は原則対象となりません。応急修理制度を利用すると原則的に「公費解体制」の対象となりません。(仮設住宅への入居は条件により可能な場合あり。)

自然乾燥は2か月以上要する

登録業者等から 市町村へ【見積提出・申請】【審査】  
市町村から 業者依頼/完了後助成金【交付】

今後の建物の利用方針(建替え or 修繕等)を検討  
公費解体(半壊以上対象)の適用を受けるか判断  
仕上げ工事は完全に乾燥してから実施  
被災後10日以内(特別措置あり)

P.27

P.27

### 2. 水害後の復旧までの作業の詳細

#### ⑩ 消毒 [浸水後の消毒]の目的

- ・建物内に付着した細菌やバクテリア、糸状菌(カビ)などを殺菌(殺滅)
  - ・汚染による健康被害を防止 カビ対策とは別
  - ・木材等の内部に浸透した菌には、濡れた状態での散布では効果がない
  - [1]カビを洗い流す(除去する):汚泥の洗い流し(除去汚泥も処理)
  - [2]発生条件(湿潤、適温、栄養、酸素)を断つ:強制的な早めの表面乾燥
  - [3]薬剤などによりカビを死滅させる:部材等に適した薬剤処理
  - [4]再度乾燥 以後乾燥状態を維持
- この一連の作業実施の間は常に建物内の隠蔽部分を開放/通風が必要  
ゴム製の手袋、長靴、目を保護するためのゴーグルやマスクをつけて作業します。  
顔や皮膚へのはねに注意し、付いたときはできる限り早く水洗いします。

#### ⑪ 乾燥

- ・扇風機やサーキュレーター(火災に気を付けて移動式の石油温風ヒーター)で乾燥

### 3. 復旧に当たっての注意点と推奨施工方法

- (1) 目に見えない部分を含めて十分な乾燥確認(「木材含水率計」20%以下)
- (2) シロアリ対策は乾燥後

P.33



### 4. 応急修理から本格的な復旧に向けて

- (3) 応急処置を行うに当たって考えなければならないこと  
被災者の今後(本格復旧)に向けた思いを把握する  
「修理」・「解体」の選択をまずは技術的な観点から助言  
復旧資金概算/制度活用支援内容と支援金などから焦らず検討

P.44

#### 【応急修理制度の概要】

- 1) 対象者と費用の限度額 令和5年度4月時点の額(令和4年度の額)
- 「半壊」又は「大規模半壊」の世帯 : 706,000円以内(655,000円)
- 「準半壊(損害割合10%~20%)」の世帯 : 343,000円以内(318,000円)
- 「一部損壊(損害割合10%未満)」の世帯には適用ナシ。
- 全壊でも修理で居住可能な場合は応相談

【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の概要】令和5年6月16日告示第91号  
・被災後10日以内「半壊」以上住家、被害拡大防止緊急修理:一世帯50,000円以内



応急処置の参考となる既存資料の活用・効果的で信頼性の高い資料作成  
 ・「水害にあったときに」(震災がつなぐ全国ネットワーク作成) 各自治体配布など



震災がつなぐ全国ネットワーク作成  
 「水害にあったときに」

一般社団法人岡山県建築士会倉敷支部が作成した  
 対応マニュアル冊子「水害に備えて」

応急処置の提案(アドバイス)における留意点

- (1) 「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」が適用されたのかを確認
- (2) 「罹災証明」(現に居住している住宅にのみ適用 空き家)  
 「被災者生活再建支援法」は被災住宅に対する基礎支援  
 被災住宅への支援決定は「罹災証明」による被害認定結果が確定した段階
- (3) 各自治体独自の支援制度が創設/法令運用の緩和措置等の制度改正 確認
- (5) 制度全体を俯瞰、手戻りや受けられる支援に漏れなく被災者へのアドバイス  
 支援制度などの情報収集と整理/制度の概要と所管する機関を把握



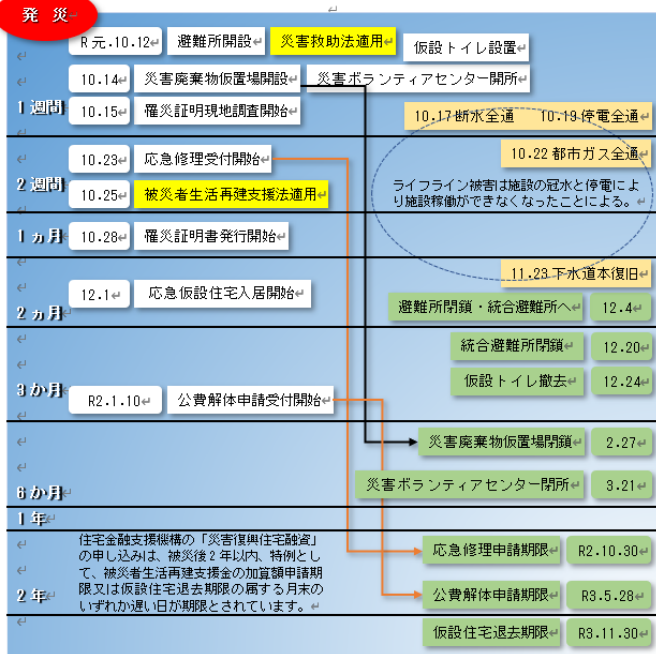
<被災者相談>

- ・必要な情報提供が不十分 受けるべき支援を受けられなかったケース
- ・公費解体の制度周知が遅れ 応急措置段階で安易な応急修理制度活用  
 公費解体制度の適用を受けられなかったケース **制度周知における大きな課題**



発災後の復旧・復興に向けた支援制度等の適用期間

自治体等による  
 様々な復旧・復興支援  
 には適用期間があります。  
 ・住宅の応急処置や  
 本格復旧の検討には、  
**いつまでに何をすべきかの判断が重要**



応急処置 土壁以外の内壁について(1)

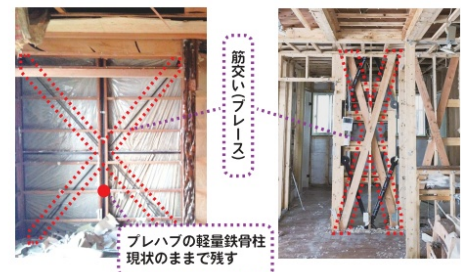
浸水位置から20cm程度上までを目安に  
 壁材(クロス・石膏ボード・合板など)や  
 断熱材を撤去する



※コンセントやスイッチ周りには  
**電気配線があるので、壁材の撤去の際には、注意する**

応急処置 土壁以外の内壁について(2)

壁材・断熱材の撤去後、  
 筋交いは現状のままで残す  
 また、間柱も可能な限り現状のままで残す



※コンセントやスイッチ周りには**電気配線があるので、壁材の撤去の際には、注意する**  
 ※壁材に**アスベスト**等が含まれている場合があるので、  
 可能性がある場合、**撤去は専門家に任せる**

### 第3章 被災住宅の相談窓口業務

P.61

- 相談内容の経過と分類
  - 発災直後から時間の経過とともに相談内容は変化
- 台風豪雨災害における相談活動の状況
  - 災害の規模、範囲、被害の実態は多様 過去の災害を教訓に災害に備えることは、復興に向け、被害の最小化を目指す上で最も重要
- 相談員の心得
  - 心構えと配慮
    - 気持ちに寄り添い話をよく聴くこと/今何が必要かを判断する冷静さと心構えが大切
    - ニーズを整理しサポート(焦らず、穏やかに、順を追ってゆっくり話を聴く)
  - 相談の窓口の体制
    - 相談経験の有無/講習会受講者名簿等から募集 最低基準の対応スキル者を選抜
  - 相談の進め方
    - 相談の内容を聞く 火災保険や公的助成の可能性を説明
    - 事業者紹介の相談が最多 「登録事業者リスト」適切な事業者を選べるようにアドバイス
  - 注意すること 推測で答えない(法律/融資)
    - 言葉づかいは丁寧に。相談者に敬意を払い、まずは相談者の話をよく聴く姿勢
- 相談事例集
  - 片付け・清掃・消毒・乾燥方法等について
  - 施工業者の紹介・見積り依頼について
  - 公費解体・公的支援制度・手続きについて
  - 仮設住宅・その他

P.63

P.72

- 相談票の書式例と参考資料
  - 参考資料：被災者生活再建カード (永野 海弁護士作成)
    - 「災害救助法」(基本法)/「被災者生活再建支援法」/独自の支援制度適用の確認
    - 「応急修理制度」と「仮設住宅入居」「公費解体」は同時利用不可

被災者支援情報さぼーとページ <http://naganokai.com/hisapo/>

- ひさぼ(被災者支援情報さぼーとページ)は、永野海弁護士の支援制度/支援情報紹介ページ
- 2・3 被災者支援カード(おもて)(うら)
  - 4 被災者支援チェックリスト
  - 5 住いの再建ロードマップ
  - 6 支援制度パターン集(関連リンク情報)ページに紹介



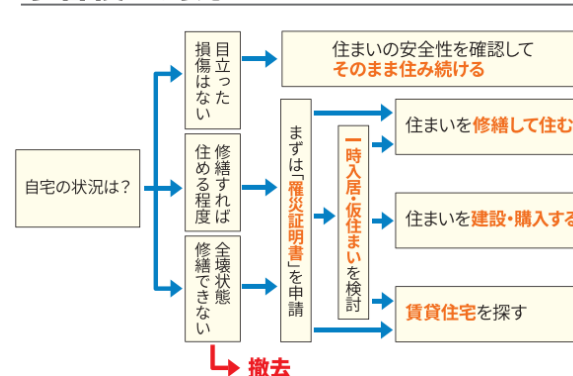
### 第4章 被災住宅の応急復旧体制の提案

P.74

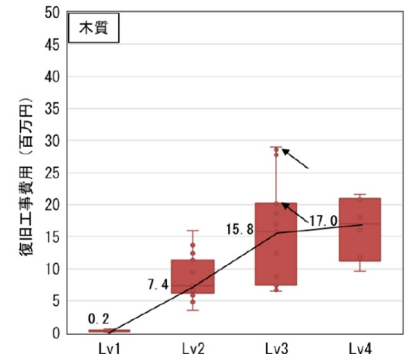
- 応急復旧体制の概要
  - 発災後約1年は「信頼できる施工業者」や「復旧工事費の見積」の相談が一番多い
  - 被災者へ「登録事業者リスト」の提供(基本的に「個別の業者紹介」は行わない)
  - 実情は大まかな概算費用提示も躊躇 災害時悪徳業者等トラブルを未然に防ぐ
  - 「信頼できる施工業者」と「概算工事費」の紹介は、重要な相談事項
  - 被災住宅の応急復旧体制の整備モデル：顔の見える施工業者の登録体制提案
- 応急復旧協会の役割 7 5
  - 多種多様な事業者を数多く動員 事業者団体が参加できる仕組みを構築
- 応急復旧活動のフローと内容 7 8
  - 一般ボランティア:ボランティアセンターから「ボランティア派遣依頼カード」入手準備
  - 相談窓口設置は、被災者がわかりやすい場所、相互に周知活動ができる場所に設置
  - 進入した泥掻き・廃棄物の搬出と分別整理・濡れた畳や家具の搬出・清掃
  - 市町村関連部署や他の相談窓口等を紹介
- 応急復旧協会の参考資料 8 2
  - 応急復旧協会登録事業者リスト(資料2)
- 応急復旧工事の概算費用 8 6
  - 概算費用算出の必要性
    - 応急復旧の概算費用算出/「修繕」か「解体」判断材料を示しながらのアドバイスが必要
    - 復旧工事費用の事例(住宅生産団体連合会の手引書から引用)
    - 地域によっても単価が異なり、被災価格となり平常時とも異なる

P.86

#### 水害後の対応 被災建物の「修繕か撤去か」判断フロー



復旧工事費用は浸水レベルによる



[図2 浸水レベルに応じた復旧工事費用(建築面積当たり)]

[岡山県建築士会倉敷支部作成「水害に備えて」からの引用模式図]

6. 復旧工事概算費用算出シート

P.87



## 【参考資料】

(関連リンク情報)

補足

震災がつなぐ全国ネットワーク HP 「水害にあったときに」の冊子入手先

<https://shintsuna.org/>

岡山県建築士会倉敷支部 HP 平成 30 年西日本豪雨災害からの教訓「水害に備えて」の冊子入手先

<https://kurashikishibu.wordpress.com/>

熊本県建築士会 災害対策特別委員会の「災害対応マニュアル」の入手先

[災害対策特別委員会 | 熊本県建築士会 \(kumashikai.or.jp\)](https://kumashikai.or.jp/)

長野県建築相談連絡会 (事務局 長野県建築士会) 令和元年東日本台風災害相談体制関係資料

[http://www.nagano\\_kenchikushikai.org/soudan/](http://www.nagano_kenchikushikai.org/soudan/)

令和元年東日本台風災害対応検証報告書 (長野市 HP) 報告書入手先

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n024000/contents/p000020.html>

令和元年東日本台風長野市災害記録誌 (長野市 HP) 記録誌入手先

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n040800/contents/p000019.html>

その他自治体では多くの記録誌や検証報告書がアップされています。

内閣府「HP 防災情報のページ」

> 被災者生活再建支援制度や災害救助法による応急修理等被災者支援制度について掲載されています。

> 災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの個別状況を把握した上で必要に応じ専門的な関係者と連携しながら、

被災者の自立・生活再建が進むように継続的にマネジメント支援する取組です。

この他、「防災情報のページ」には[公表資料][災害の情報]他防災に関する様々な情報が掲載されています

<https://www.bousai.go.jp/index.html>

環境省「災害廃棄物対策情報サイト」 公費解体制度等に関する情報が掲載されています。

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/>

被災建築物応急危険度判定全国協議会 (日本建築防災協会の HP から入ります)

[https://www.kenchiku\\_bosai.or.jp/assoc/oq\\_index/](https://www.kenchiku_bosai.or.jp/assoc/oq_index/)

全国被災宅地危険度判定協議会

<https://www.hisaitakuchi.jp/>

被災者支援情報さばーとページ

<http://naganokai.com/hisapo/>

< 5. 住まいの再建ロードマップ > <http://naganokai.com/hisapo/#5>

罹災証明書発行後、住まいの再建方法として、修理、建替え、引越しなどを検討する際や、再建方法のイメージが固まってきた段階で活用できるロードマップ。次に何をすればよいかの参考。

「ひさば」(HP)(被災者支援情報さばーとページ)は、支援制度など被災者支援情報をご紹介しますページです。

ページ内のツールは、ご利用、配布自由ですが、改編や商用利用はご遠慮下さい。

支援制度を上手に活用して、被災後の生活再建にお役立て下さい。

各ツールは、内閣府「災害ケースマネジメント実施の手引き(令和5年3月)」にも掲載(133, 134p, 154p)いただいています。

被災後の再建は必ずできますので、焦らず、あきらめず、まずは支援制度を確認してみましょう。

NHK「避難生活&住宅再建ガイドブック」(ひさばへのリンクあり) NEW!

### ● 記者発表・公表資料

これまでの「記者発表・公表資料」一覧

令和5年 7月28日公表	遊覧生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会(第1回)の開催について。(PDF形式: 215.0KB)
令和5年 7月28日公表	「災害への備え」コラボレーション事業 9.1の企業・団体が賛同! 内閣府とともに、災害への備えの向上に取り組みます。(PDF形式: 3.65MB)
令和5年 7月27日公表	令和5年梅雨前線による大雨に係る現場視察に係る報告 (PDF形式: 729.9KB)
令和5年 7月27日公表	令和5年梅雨前線豪雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて(第2回)。(PDF形式: 934.3KB)
令和5年 7月25日公表	令和5年梅雨前線による大雨に係る現場視察に係る報告 (PDF形式: 877.6KB)



「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(第5回)」の開催

弁護士永野海 法律と防災のページ

ひさば

ひさばについて

令和5年梅雨前線豪雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

- 激甚災害の指定 (見込み)  
令和5年梅雨前線豪雨等による災害 (仮称)
- 適用措置の指定 (見込み)

【本激】  : 追加指定する見込みとなった適用措置

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)  
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。  
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

## 2 被災者支援カード (おもて)



特に重要な支援制度の概要を知りたい

## 3 被災者支援カード (うら)



罹災証明の種類と支援制度の関係を知

## 4 被災者支援チェックリスト



支援制度をもれなく確認したい

参考  
9/11

## 5 住いの再建ロードマップ

罹災証明書発行後、住まいの再建方法として、修理、建替え、引越などを検討する際、再建方法のイメージが固まってきた段階で活用できるロードマップ。次に何をすればよいかの参考。  
 【修理する場合】【建替える場合】【解体して引越す場合】【賃借人の方】についてのロードマップ

### 持ち家の修理の場合のロードマップ

#### 持家を修理（住まいの再建ロードマップ）

ロードマップ作製に際しては、特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さん、災害対応NPO MFPの松山文紀さんに助言いただきました。



- 赤字 …… 支援制度
- 救 …… 災害救助法が適用されたとき
- 支 …… 被災者生活再建支援法が適用されたとき
- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある



### 現地で建替えの場合のロードマップ

#### 現地で建替え（住まいの再建ロードマップ）

ロードマップ作製に際しては、特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さん、災害対応NPO MFPの松山文紀さんに助言いただきました。



- 赤字 …… 支援制度
- 救 …… 災害救助法が適用されたとき
- 支 …… 被災者生活再建支援法が適用されたとき
- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある



様々な 支援制度が適用されているかどうかを確認・把握

補足

赤字 …… 支援制度

「災害救助法」(基本法) / 「被災者生活再建支援法」 / 独自の支援制度適用の確認

**救** 「災害救助法」が適用されたとき

災害援護資金貸付は、

都道府県内に「救助法」適用の自治体が1つでもあればOK

被災ローン減免制度は、

国内にその災害に関する「救助法」適用自治体が1つでもあればOK

**支** 「被災者生活再建支援法」が適用されたとき

この法が適用されない場合でも、

同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

「基礎支援金」と「加算支援金」があります。

「基礎支援金」： 全壊 半壊以上 長期避難世帯 100万円

大規模半壊 50万円

（中規模半壊の場合）

「加算支援金」： 建設・購入 200万円（100万円）

修理 100万円（50万円）

民間賃借 50万円（25万円）

・災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。

また、後から適用される場合もあります。

【賃借の方】大家さんと相談

【単身世帯】一般世帯支援金の3/4





- 組織・予算・税制
- 災害情報
- 防災対策
- 被災者支援
- 広報・啓発活動
- 国際防災協力
- 会議・検討会

被災者に対する支援制度

被災者支援に関する各種制度の概要(PDF形式: 1.39MB)

被災者支援に関する各種制度の概要

内閣府  
(令和5年6月1日現在)

応急修理期間における  
応急仮設住宅の使用について

り災証明  
「全壊/大規模半壊/中規模半壊半壊/準半壊」  
・応急修理期間 1か月超え  
・半壊以上の被害(住宅として利用できない場合)  
・他の住まいの確保が困難な方に対して

令和2年7月豪雨災害から  
応急仮設住宅の入居が可能です。  
(入居期限は災害の発生の日から原則6か月)

度の名称	日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (住宅の応急修理)
支援の種類	現物支給
制度の内容	<p>●災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の応急的に修理します。 (全壊(全焼)の場合は、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象とすることが可能です。)</p> <p>●応急の修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は令和5年4月基準において1世帯あたり、 ① 大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)の世帯：70万6千円以内 ② 準半壊(損害割合が10%以上20%未満)の世帯：34万3千円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 (<a href="https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.pdf">https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.pdf</a>)</p>
活用できる方	<p>●災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊(全焼)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊」と記載されている方 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨災害から、応急仮設住宅の入居が可能です。(入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月)</p>
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

6 住支援制度パターン集

「罹災証明」の種類と住まいの選択ごとに使える支援制度のパターン参考例  
【一部損壊】【準半壊】【半壊】【半壊以上】【中規模半壊】【大規模半壊】【全壊】  
それぞれの世帯で、【修理】【解体】【賃借人】の場合についての一般的なパターン例

「準半壊」世帯で修理の場合

**準半壊** 世帯で  
解体(修理)賃借人 の場合

**注意点**

- この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。  
※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも
- それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	34.3万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援	火災(地震) 保険・共済	応急修理 制度	自治体の 独自支援
カードで 得られる金額	?万円	万円	150万円	税金が戻る
次の生活場所	義援金	災害復旧 住宅融資	災害復旧 住宅融資	雑損控除 (災害減免法)
カードで 得られる金額			上限1200万円	ローン減免
最終的な住まい	自宅を修理	災害復旧 住宅融資	リース モーゲージ	被災ローン 減免制度

「大規模半壊」世帯で修理の場合

**大規模半壊** 世帯で  
解体(修理)賃借人 の場合

**注意点**

- この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。  
※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも
- それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援	火災(地震) 保険・共済	応急修理 制度	自治体の 独自支援
カードで 得られる金額	250~300万円	170~万円	税金が戻る	
次の生活場所	義援金	災害復旧 住宅融資	災害復旧 住宅融資	雑損控除 (災害減免法)
カードで 得られる金額	100万円 (身元は3/4)	上限1200万円	上限1200万円	ローン減免
最終的な住まい	自宅を修理	災害復旧 住宅融資	リース モーゲージ	被災ローン 減免制度